

議案第十四号

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十七年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

第三条第四項中「介護保険施設」の下に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第六条第一項中「指定介護予防支援事業所」の下に「（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第二条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第四号）の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。